あなたの子育で応援します!

乳児養育支援事業のご案内

子育て中のご家庭の経済的負担の軽減を目的に、町内に住所を有する方に対し「乳児養育支援事業 |を実施しています。

- ▶紙おむつ・粉ミルク共通助成券/乳児(1歳未満のお子さん)の保護者の方に、お子さんの出生・転入時に、町内指定取扱店で購入 できる共通助成券20,000円分を交付します。
- ▶乳児養育手当/乳児(1歳未満のお子さん)の保護者の方に、養育費の助成として月額3,000~5,000円を支給します。

		紙おむつ・粉ミルク共通助成券	乳児養育手当
条	件	乳児(1歳未満のお子さん)・保護者共に町内に住所があり、乳児と同居して養育している方が対象となります。	
内	容	町内の指定取扱店で、紙おむつ・粉ミルクが購入できる共通助成券を交付します。お子さんの出生・転入時に申請すると、窓口で交付されます。	
助月	龙額	乳児 1 人に対し20,000円分の助成券	第1子3,000円·第2子4,000円·第3子以降5,000円 (月額) 出生月の翌月分から1年間

助成を希望される方で手続きがお済みでない方は、役場福祉こども課に印鑑をご持参の上、申請してください。 ※通常、出生届などで来庁された際に手続きをしています。

問い合わせ先/役場福祉こども課児童福祉係四482-2921(課直通)

冬期間の暖房費を助成します

弟子屈町福祉灯油等購入助成事業のご案内

高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯のいずれかに該当する低所得者世帯に対し、経済的な負担の軽減を図ること を目的に、冬期間の暖房費を助成する「福祉灯油等購入助成事業 |を実施します。

助成対象は、町内の業者から購入した暖房燃料に限ります。

□助成の対象

11月1日現在、本町に住民票がある方で、町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯です。

- 高齢者世帯……11月1日時点で、70歳以上の方のみの世帯(70歳以上の方と18歳以下の児童のみの世帯も含む)
- ●障がい者世帯…療育手帳A判定の交付を受けている方がいる世帯

身体障害者手帳1級、または2級の交付を受けている方がいる世帯

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯

●ひとり親世帯…18歳未満の児童とその父、または母のいずれか一方によってのみ構成されている世帯

□対象とならない場合

- 施設入所している方のみの世帯
- 上記の障がい者の方と住民票上は同一の世帯でも、実際は別居である場合
- ●住民票上は高齢者世帯でも、18歳以上の子などと事実上は同一世帯である場合
- 生活保護を受けている世帯

※要件によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

□助成の内容

町内の契約業者で灯油などを購入できる「福祉灯油等購入券 |(灯油20リットル分×5回分)を交付します。 石炭など灯油以外の暖房燃料の場合は、11月1日現在での町の灯油購入価格に100を乗じた額(10円未満切り捨て)を助成 します。

□申請方法

申請は11月1日火から平成29年1月31日火まで受け付けします。

助成を希望される方は、印鑑をお持ちの上、役場福祉こども課社会福祉係、または川湯支所で申請してください。

□申請・問い合わせ先

- 役場福祉こども課社会福祉係☎482-2921(課直通)
- ●川湯支所☎483-2043

ご存じですか 放課後児童クラ

地域の皆さんに支えられています

ブロックのプレゼントに お礼の手紙を書きました



ら備品などが贈られています 色紙を贈りました。 ち お 口 大喜びで、 ラブを利用 ッ 幸子会長)の ク \mathcal{O} か ⁄ 玩具をプ かにも、地域の 放課後児童ク が ッ 更生 Ĺ 同会のは ージを集め する子どもた 皆さん 保 護 ゼ 女 方々か 皆さ ン ラ ブ が しに町会

、て、現在141k は、宿題をしたり、た べたり、子ども同士で の遊びをするで ています。 子どもたちを見守っていれに放課後児童クラブを設置。 ブ」「わんぱくクラブ」の^ブ」「げんきクラブ」「風の町内には現在「みはら 集団生活を通 クラブを合 、うってかられる。 4 つ \mathcal{O} いが 子ク 、ます \mathcal{O}

お父さんやお母さんの「雇用

書」などが必要です

い合わせくだ

さ

い合われ

育せ

で推進係!

☆福祉こ

5 6

した健 方が家 登録され 録されて ラ 請 ることができませ と登 「児童ク 後児童 申請時の添付書類とし いることが を利 ない 一クラ ラ が用 お子さん か 必 入会申 Ť 必す \mathcal{O} 要です。 を利 要です るには クラブ

たちの

安全を確保するととも

「遊び」や

'内には現在|

しク

が目的です

象に設置されて

ます。子ども

仕事などで保護者の

0

い後 なに保 児護 は がの 対方 放課 象が

準備当番など、集団生活での担るほか、学習時間や、おやつの間関係や社会のルールに触れ も学んでい 会の ます 規のれ

【放課後児童クラブ】

みはらしクラブ 高栄4丁目6番1号(みはらし台こども館) 2482-3176

げんきクラブ ● 風の子クラブ

中央3丁目11番25号(東部こども館) 鈴蘭 4 丁目 7 番11号(すずらんこども館)

● 川湯わんぱくクラブ 川湯温泉4丁目15番5号(川湯青少年会館) 24483-2720

【保育を行う人】 放課後児童支援員

【利用時間】 平日/学校終了後~18時 土曜日・夏休み・冬休み・春休み・平日の学校休業日/8 時~18時

【利用料】 無料(ただし、各クラブごとに保護者会で決めた保護者会費が月500円程度必要)

Jアラート全国一斉情報伝達訓練を行います

防災ワンポイントコーナー

平成28年度全国瞬時警報システム(Jアラート)による全国一斉情報伝達訓練が行われます。

今年は、8月23日に予定していた弟子屈町総合防災訓練が台風11号、9号、10号の影響で中止となったため、Jア ラートの鳴動確認訓練を行っていません。

そのため、消防庁が実施する全国一斉情報伝達訓練に合わせて、本町でも同訓練を行うこととしました。詳細は次 のとおりです。

▶日時/11月29日(火) 11時ころ

▶実施要領/消防の放送設備(スピーカー)と役場庁舎内の館内放送を通じて、次のように音声が流れます。

上り4音チャイム音~[これはテストです](3回)~[こちらは弟子屈町です]~下り4音チャイム音

≪消防のスピーカー設置場所≫

弟子屈消防署、川湯消防支署、川湯消防団川湯駅前詰所、弟子屈消防団美留和詰所、弟子屈消防団屈斜路詰所、 泉ふれあいセンター、社会老人福祉センター、弟子屈町商工会

※今回は情報伝達のみの訓練となりますので、避難など特別な対応は必要ありません。ただし、ミサイル着弾や震度 5強以上の地震、火山噴火など、実際に大規模な災害などが発生した際には、今回のテストのように消防のスピー カーを通じて放送されますので、ご承知ください。

問い合わせ先/役場総務課防災係四482-2912(課直通)

7 広報てしかが 2016.11